第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和5年10月2日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年10月2日(月曜日)

午前9時59分開議午前11時31分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補 正予算(第3号)

議案第9号 財産の取得について

議案第10号 財産の取得について

議案第11号 財産の取得について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

報告第8号 専決処分の報告について

報告第35号 公益財団法人熊本県武道振興 会の経営状況を説明する書類の提出につ いて

報告第36号 公益財団法人熊本県暴力追放 運動推進センターの経営状況を説明する 書類の提出について

報告第40号 熊本県教育委員会の点検及び 評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

委員長 末 松 直 洋 副委員長 西 村 尚 武 三 委 員 松 郎 田 委 和男 員 髙 島 委 員城 戸 淳 田雄三 委 員 本 委 員 亀 田 英雄 子 委 員 斎 藤 陽

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 教育委員会 教育長 白 石 伸 一

教育理事 石 元 光 弘

教育総務局長 井 藤 和 哉

県立学校教育局長 重 岡 忠 希

総括審議員

兼市町村教育局長 古 田 亮

教育政策課長 永 松 浩 史

学校人事課長 鍬 本 亮 太

文化課長 舟 津 紀 明

施設課長 中島 一哉

高校教育課長 前 田 浩 志

特別支援教育課長 松 本 英 雄

学校安全・安心推進課長 岸 良 優 太

首席審議員

兼体育保健課長 奥 園 栄 純

義務教育課長 藤 岡 寛 成

社会教育課長 福 永 公 彦

人権同和教育課長 柳 田 壽 昭

警察本部

本部長 宮 内 彰 久

警務部長 清 水 稔 和

生活安全部長 村 上 敏 幸

刑事部長 林 秀 典

交通部長 原 田 聖 哉

警備部長 八 木 世志一

首席監察官 内 田 義 朗

参事官兼総務課長 田 中 弘 哉

参事官兼警務課長 松 見 恵一郎

参事官

兼生活安全企画課長 髙 木 哲

参事官兼刑事企画課長 髙 橋 太

参事官

兼組織犯罪対策課長 東 修 一

参事官兼交通企画課長 合 瀨 勝 彦

参事官(運転免許) 飯塚安博

参事官兼警備第一課長 松 村 英 志

理事官兼会計課長 平 山 浩 之

交通規制課長 山 浦 隆 之

事務局職員出席者

議事課主幹 太 田 弘 巳 政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第3回教育 警察常任委員会を開会いたします。

まず、付託議案等の審査についてであります。

それでは、本委員会に付託された議案等を 議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮内本部長。

○宮内警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、 御支援、御協力をいただいているところでご ざいまして、この場をお借りして、心からお 礼を申し上げます。

また、先日は、委員会管内視察として、上 天草警察署を御視察いただき、誠にありがと うございました。

それでは、今回、県警察から提案しております5件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてでございます。 議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補 正予算(第3号)につきましては、令和6年度 当初から業務を開始する必要がある事業につ きまして、債務負担行為の設定をお願いする ものでございます。 議案第10号、財産の取得については、速度 違反取締り用の機器として使用するため、車 両速度計測器を取得するものでございます。

同じく、議案第11号、財産の取得については、熊本県運転免許センターにおいて講習に使用するため、プロジェクター及び周辺機器を取得するものでございます。

次に、報告第8号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました4件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

最後に、報告第36号、公益財団法人熊本県 暴力追放運動推進センターの経営状況を説明 する書類の提出については、熊本県暴力追放 運動推進センターの令和4年度決算と令和5 年度事業計画に関する書類を提出するもので ございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から 説明させますので、御審議のほどよろしくお 願いいたします。

○末松直洋委員長 続いて、担当課長から順 次説明をお願いいたします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察 本部の説明資料に基づき御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補 正予算(第3号)において、債務負担行為の補 正をお願いするものでございます。

警察関係業務につきまして、補正前限度額 1億5,615万円に対して、1億6,037万4,000 円の増額変更をお願いしております。

補正後の限度額は、3億1,652万4,000円と なります。

右側の説明欄を御覧ください。

説明欄に記載しております放置車両確認、 標章取付け等に関する業務の委託につきまし ては、令和6年4月1日から3か年にわたり、当該業務を民間法人に委託するもので、一般競争入札手続のほか、駐車監視員に対する事前研修など、所要の準備期間を確保する必要があることから、9月補正予算において債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議 のほど、どうぞよろしくお願いします。

○合瀨交通企画課長 交通企画課です。 財産の取得について御説明いたします。 それでは、資料の3から4ページを御覧く ださい。

取得する財産については、車両速度計測器 25台で、納入期限令和6年3月29日、予定価格1億2,540万円です。取得の相手方は、一般競争入札により、日本無線株式会社熊本営業所に決定しています。取得の目的については、速度違反取締り用機器として使用するためです。取得の経緯については、無線設備規則が一部改正され、新スプリアス規格が定められたことに伴い、令和4年12月以降、これまで速度違反取締りに使用していた車載式レーダースピードメーター25台が使用できなくなったことから、新規格に合致した機器を取得するものです。

令和5年7月21日に、県出納局管理調達課 において一般競争入札を実施し、1億2,540 万円で落札されております。

なお、本件は、契約予定価格が7,000万円 以上のため、地方自治法第96条第1項第8号 及び熊本県財産条例第3条の規定により現在 仮契約中であり、9月の県議会定例会の議決 により本契約となるものでございます。

以上でございます。

○飯塚運転免許センター長 運転免許センタ ーです。

財産の取得について御説明いたします。 それでは、資料の5~6ページを御覧くだ さい。

取得する財産については、プロジェクター 及び周辺機器一式、12台、12部屋分。納入期 限令和6年3月31日。予定価格9,262万6,798 円です。

取得の相手方は、一般競争入札により、ジャトー株式会社九州営業所に決定しています。

取得の目的については、熊本県運転免許センターにおいて講習に使用するためです。

取得の経緯については、運転免許センターで実施する各種講習においてプロジェクター12台を使用していますが、これらの経年劣化により講習に支障を来しつつある状況であるため、プロジェクター及び周辺機器を刷新して取得するものです。

令和5年8月4日に、県出納局管理調達課 において一般競争入札を実施し、3,461万400 円で落札されています。

なお、本件は、契約予定価格が7,000万円 以上のため、地方自治法第96条第1項第8号 及び熊本県財産条例第3条の規定により現在 仮契約中であり、9月の県議会定例会の議決 により本契約となるものです。

以上です。

○内田首席監察官 監察官でございます。

報告第8号の専決処分について御報告させていただきます。

説明資料の7ページを御覧ください。

令和5年3月から6月にかけて発生した本 県警察職員が運転する公用車による4件の交 通事故に関し、事故の相手方と熊本県の間で 損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしま した。

事故の概要につきましては、資料8ページのとおりであり、後退する際の相手方車両への衝突や開放した助手席側後部座席ドアが駐車中の車両に衝突したものなど、いずれも県側の過失が大きい交通事故であり、県側から

資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立い たしました。

なお、賠償につきましては、加入している 任意保険を使用して、全額支払い済みでござ います。

4件の交通事故に関しましては、運転者の 不注意による交通事故であり、職員への指導 をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努 めてまいります。

以上でございます。

○東組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でご ざいます。

私からは、報告第36号、公益財団法人熊本 県暴力追放運動推進センターの経営状況を説 明する書類の提出について御説明をいたしま す。

同センターにつきましては、県が出資している法人であることから、地方自治法の規定に基づき、経営状況に関する書類を県議会へ提出するものでございます。

報告第36号、配付資料が同センターの経営 状況について取りまとめたものとなっており ますので、同資料を基に、経営状況等の概略 について御説明をさせていただきます。

同センターは、暴力のない明るく住みよい 熊本県の実現に寄与することを目的に設立さ れた公益法人でありまして、暴力団排除のた めの広報啓発、暴力相談への対応及び暴力団 離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推 進しております。

令和4年度の決算につきましては、収入が 1億3,630万5,570円、支出が1億3,647万 6,276円、収入、支出の差が17万706円となっ ております。

令和4年度の決算額につきましては、暴追センターにおいて、公益目的保有財産として保有している国債の一部が令和5年3月に満期償還されたことに伴い、1億円を収入として受け入れた上で、再度、投資活動として国

債を購入していますので、例年と比べ、収入、支出ともに、1億円が加算計上されております。

なお、その収入、支出を除いた令和4年度 の決算額につきましては、約3,600万円であ り、例年と比較しても大きな変動はございま せん。

次に、令和5年度事業計画について御説明 いたします。

令和5年度も、前年度に引き続き、暴力団を許さない県民意識の高揚、暴力団等による不当な行為からの被害防止の事業を基本とし、相談活動事業、暴力団離脱者更生促進事業等の犯罪被害者救済事業、広報啓発事業、暴力団排除組織、団体等への支援事業等の犯罪被害防止事業を行ってまいります。

令和5年度の予算につきましては、収入が 4,366万4,000円、支出が同じく4,366万4,000 円、収入、支出の差がゼロであり、例年と比 較しても大きな変動はございません。

同センターは、県警と緊密に連携し、引き続き、適正かつ効果的に各事業の推進を図ることとしておりますので、同センターの活動に対する御理解とお力添えをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○末松直洋委員長 次に、教育長から総括説 明を行い、続いて、担当課長から順次説明を お願いします。

白石教育長。

○白石教育長 教育委員会でございます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御支援をいただいておりまして、厚くお礼申し上げます。また、去る9月7日の管内視察に際し、執行部も同行させていただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、本議会に提案しております教育

委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議 案、条例等関係2議案、報告2件でございま す。

まず、9月補正予算についてでございますが、総額3億7,207万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、県営体育施設におけるトイレの洋式化や手洗い場の自動水栓化に要する経費、教育支援型の電子図書館の導入に要する経費等でございます。

また、県立学校のICT支援員配置業務委託等に係る債務負担行為についてもお願いしております。

次に、条例等議案についてでございます が、県立ゆうあい中学校校舎に係る財産の取 得外1議案について提案しております。

続いて、報告関係として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の 提出について外1件を報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要 でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いた しますので、御審議のほどよろしくお願い申 し上げます。

- ○末松直洋委員長 続いて、担当課長から順 次説明をお願いします。
- ○鍬本学校人事課長 学校人事課です。

お手元の説明資料、令和5年度9月補正予 算等と記載の資料を御覧ください。

2ページ上段をお願いします。

教育センター費の右側の1、管理運営費の (1)情報教育事業ですが、これは、教育セン ターにおけるアフターコロナ時代を見据えた 研修や研究の質の向上のため、研修動画の作 成に係るパソコンやタブレット端末等のデジ タル機器の購入に要する経費を計上するもの でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

2ページ下段をお願いします。

学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(1)高森高校環境整備事業ですが、これは、高森高校マンガ学科におけるアフターコロナ時代を見据えた教育環境整備のために、パソコンやタブレット端末等、デジタル機器の購入等に要する経費を計上するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課で す。

3ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)発達障がい等支援事業ですが、県立高等学校等に在籍する重症化リスクの高い生徒への介助時間を短縮し、介助者を介した感染リスクを下げるために必要なストレッチャーの配備に要する経費を計上するものでございます。

次に、(2)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、重症化リスクの高い児童生徒が在籍する特別支援学校において、校内での感染拡大防止を図るために実施する抗原検査に要する経費を計上するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございま す。

4ページ上段をお願いいたします。

1段目の体育施設費の右側の1、県営体育 施設整備費の(1)県営体育施設整備事業でご ざいます。

これは、県営体育施設における感染拡大防止を図るために実施するトイレ洋式化や手洗

い場の自動水栓化等に要する経費を計上するものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございま す。

4ページ下段をお願いいたします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の (1)海外留学促進事業ですが、これは、コロ ナ禍で落ち込んだ海外留学を推進するため、 動画コンテンツを活用した周知啓発の実施に 要する経費を計上するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。 5ページをお願いします。

1段目の社会教育総務費の右側の1、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業ですが、これは、アフターコロナ時代を見据えた保護者の相談機会の充実や、系統的な学習プログラムとして体験活動を推進する動画配信など、普及啓発に要する経費を計上するものでございます。

次に、2段目の図書館費の右側の1、事業費の(1)教育支援型電子図書館推進事業ですが、これは、県立図書館において、アフターコロナ時代を見据えた教育支援を目的とした電子図書館として、電子書籍をインターネットによるオンラインで閲覧できるシステムの導入に要する経費を計上するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○ 永松教育政策課長 教育政策課です。

6ページ上段をお願いします。

債務負担行為補正について御説明します。 情報処理関連業務に関し、これまでに設定 済みの業務とは別に、令和6年度の1年間、 ICT支援員を県立学校に配置する業務委託 を行うため、債務負担行為の限度額を変更す るものでございます。

本委託契約につきましては、委託先の選定 及び人材の確保、育成に時間を要するため、 本議会において、債務負担行為の設定をお願 いするものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 6ページ下段をお願い いたします。

県有施設等管理業務ですが、これは、県立 ゆうあい中学校校舎警備業務委託について、 校舎完成予定の令和6年1月から令和9年度 末までの契約とするため、債務負担行為を設 定するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

今定例会において、第9号議案として、財産の取得について提案をしております。これは、県立ゆうあい中学校の校舎を取得するものでございます。

本件につきましては、令和6年4月の開校までの限られた期間内に完成する必要がありましたこと、また、熊本地震の木造応急仮設住宅の資材を活用する特殊な工事でありましたので、民間事業者の設計から施工までのノウハウを生かした提案を採用し、民間事業者が整備した校舎を県が取得する方式としております。

9ページの概要に沿って説明させていただ きます。

1の取得理由ですが、県立ゆうあい中学校 校舎として使用する建物を取得するものでご ざいます。

2の契約内容ですが、県立湧心館高校敷地 内に建設される床面積400平米余の校舎を取 得いたします。契約の相手方は株式会社エバ ーランド。引渡期限は令和6年1月31日。契 約金額は1億3,853万円余。契約の方法でご ざいますが、プロポーザルにより選定した事 業者の随意契約となっております。 3のスケジュールでございますが、令和5年8月に仮契約の締結を行っており、本議会議決をいただいた後の10月には本契約の締結、その後、校舎完成後の令和6年1月までに引渡しを受ける予定としております。

義務教育課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

10ページをお願いします。

第34号議案として、専決処分の報告及び承認について提案しております。

概要につきましては11ページを御覧ください

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置である支払い督促の申立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、 裁判所から債務者に対し奨学金の一括返済を 命じるものでございます。

2の専決処分の理由にありますように、支 払い督促に対し、債務者から異議の申立てが なされました。異議の申立てがなされた場 合、民事訴訟法の規定により、訴えの提起が あったものとみなされることから訴訟手続を 行ったものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございま す。

資料12ページをお願いいたします。

報告第35号として、公益財団法人熊本県武 道振興会の経営状況を説明する書類の提出に ついて御説明を申し上げます。

本報告は、地方自治法の規定により、県が 資本金の4分の1以上を出資している法人等 の決算及び事業計画を提出するものでござい ます。

説明書類は別添のとおりでございますが、 本日は、13ページの概要に沿って御説明申し 上げます。

熊本県武道振興会は、1の財団の概要にありますように、県内武道の振興に関する事業及び青少年の育成指導に関する事業を行い、県民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和47年3月30日に設立し、平成25年4月1日より公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和4年度事業報告につきましては、武道普及奨励に必要な事業として、講習会や熊本県武道祭等を開催するとともに、 青少年育成指導に必要な事業として、少年武道教室等を開催しております。

次に、3の令和4年度決算につきましては、経常収益の3,764万円余、経常費用は3,788万円余、当期経常増減額はマイナス23万円余となっております。正味財産期末残高は740万円余でございます。

次に、4の令和5年度事業計画につきましては、講習会等を開催するとともに、熊本県 武道祭を11月に開催する予定でございます。

最後に、5の令和5年度予算につきましては、経常収益3,880万円余であり、経常費用は3,886万円余でございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○永松教育政策課長 14ページをお願いします。

報告第40号として、熊本県教育委員会の点 検及び評価報告書の提出について御説明いた します。

今回の点検及び評価は、令和4年度を対象 としており、報告書本体をお手元にお配りし ておりますが、本日は、15ページ以降の概要 に沿って御説明させていただきます。

上段、四角囲みの下、1、報告書について を御説明します。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第26条の規定に基づき、教 育委員会の権限に属する事務の管理及び執行 の状況に関して、点検及び評価を実施しました。

報告書は2部構成となっており、第1部は 教育委員会の活動状況です。

教育長と教育委員5名から成る教育委員会 は、会議開催や学校訪問、学校行事への参加 等を行いました。

また、教育委員会の活動内容につきましては、マスコミへの情報提供や広報誌、ホームページを活用して情報発信を行いました。

次に、第2部は、第3期くまもと「夢への 架け橋」教育プランに関連する教育施策の実 施状況です。

全体で15の指標を掲げており、教育プラン 策定時から、改善は8指標、横ばいは5指標、悪化した指標は2指標となっています。 新型コロナウイルスの影響による落ち込みも ある指標もありますが、引き続き、目標達成 に向け、課題への対応を進めてまいります。

4、令和4年度の主な取組、課題・今後の

16ページをお願いします。

方向性についてを御覧ください。 報告書第2部の概要を、教育プランの基本

的方向性の順に御説明します。 見開きの左側、16ページに令和4年度の主

見開きの左側、16ページに令和4年度の主な取組と課題、今後の方向性、右側の17ページに指標の状況を載せています。

本日は、令和4年度の取組の説明を割愛させていただき、16ページ右側の今後の方向性を中心に御説明いたします。

基本的方向性は9つあり、この方向性ごと に説明します。

まず、方向性1、家庭・地域の教育力向上 です。

「親の学び」推進園の増加を図るととも に、従来の対面型講座のさらなる実施とオン ライン講座、オンデマンド講座の活用を促進 してまいります。

次に、方向性2、安全・安心に過ごせる学 校づくりです。 いじめに関して、児童生徒が安心して学校 に相談できる体制の構築、充実を図るととも に、援助希求能力を育成してまいります。

また、不登校の未然防止のための教育を進めるとともに、長期欠席を防ぐため、スクールカウンセラー等との専門家と連携した取組を推進してまいります。

次に、方向性3、確かな学力、豊かな心、 健やかな体の育成です。

熊本県学力・学習状況調査結果の検証を行い、個人票と課題に応じた学習プリントを活用し、課題克服状況を確認しながら、児童生徒一人一人に応じた対策の徹底を図ります。

また、指導と評価の一体化などの研究指定 校の取組の成果を全ての県立高校で普及させ るため、成果発表の機会を充実させます。

次に、方向性4、障がいや多様な教育的ニーズに応えるです。

学校訪問や特別支援教育コーディネーター の巡回相談等を通して、個別の教育支援計画 の意義や計画の活用についての指導、助言を 行ってまいります。

また、高等支援学校に配置しているキャリアサポーターの活用により、増加、多様化している就職希望に応じた職場開拓に取り組みます。

18ページをお願いいたします。

方向性 5、キャリア教育の充実とグローバル人材の育成です。

特に、普通科生徒のインターンシップ体験 の増加が課題であり、各学校の実績や状況に 応じた支援を行ってまいります。

英語外部検定試験について、受験料補助等 による支援体制の充実及び児童生徒の英語力 向上に向けた教職員研修の充実を図ります。

また、県立高校各校の実情に合わせた英語 外部検定試験の目標取得率を設定し、検定試 験の積極的な受験を推進してまいります。

次に、方向性6、魅力ある学校づくりです。

県立高等学校あり方検討会の提言に基づき、社会や地域、生徒のニーズに応える特色ある学科の設置や学びの導入について引き続き検討を行い、魅力化に向けた取組を実施してまいります。

次に、方向性7、子供たちの学びを支える です。

教員の人材確保を図るため、ペーパーティーチャーやUIJターン者などに対する講習会等を通じ、免許保有者の掘り起こしを進めます。

また、働き方改革支援アドバイザーの学校 への派遣等により、引き続き働き方改革に向 けた教職員の意識啓発を図ります。

さらに、校内通信ネットワーク未整備の専門高校の実習棟、圃場等については、年度内に整備を完了し、ICTの活用促進を図ります。

次に、方向性8、文化・スポーツの振興と 生涯学習の推進です。

総合型地域スポーツクラブ未設置町村への 丁寧な説明や情報提供及び指導者の育成や活動内容の充実を図ります。

最後に、方向性9、災害からの復旧・復興 です。

令和2年7月豪雨で被災した文化財について、引き続き災害復旧を進めてまいります。

以上、御説明いたしました熊本県教育委員会の点検及び評価については、今後、報告書をホームページの掲載により公表し、県民の皆様にも周知が図られますよう努めてまいります。

教育政策課の説明は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終 わりましたので、質疑を受けたいと思いま す。

まず、先に警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座の まま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを自分の口元 にしっかり向けて明瞭に発言いただきますよ うにお願いいたします。

それでは、警察本部に係る質疑はありませ んか。

○松田三郎委員 皆さんおはようございま す

冒頭から恐縮ではございますが、6月の委員会は、私、コロナ感染で欠席しまして、大変、委員長、副委員長、執行部の方には御迷惑をかけました。どうぞ1年間、今後ともよろしくお願いいたします。

今回の議案はもとよりでございますが、ちょっとこれからの発言で、6月の委員会で議論されたことと重複するところもあるかもしれませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

警察本部、ちょっと確認ですけれども、資料の5ページ、6ページですかね。さっき免許センター長から御説明いただきました。これは確認ですけれども、WTO案件で、予算としては、説明がありましたように、9,000万円余を用意しておいたけれども、実際の落札が3,400万円ぐらいだということですよね。大分差があるのでと思いまして、確認ですけれども。

○飯塚運転免許センター長 運転免許センタ ーです。

御指摘ありましたとおり、予定価格が9,262万円ちょっとなっておりますけれども、これは、見積りを取った段階でこの額になりまして、入札したら3,461万円で落札ができたということになりますので、ちょっと

差はありますけれども、そこはもう、そういう流れで来ておりますので。

○松田三郎委員 安い分には、しっかりしと れば大丈夫でしょうから。はい。以上、確認 でございました。

○末松直洋委員長 よろしゅうございます か。ほかに。

〇城戸淳委員 すみません、ちょっとお尋ねで、基本的なことですけれども、3ページの車両速度計測器のことですけれども、これは、無線設備規制が一部改正されたということで、今回25台を購入ということで、1台500万円程度になるわけでございますが、これはもともと、規制が変わる前、何年間ぐらい今までは使用していたんですかね。

○合瀨交通企画課長 交通企画課でございます。

平成17年に規定が変わったもので、それまで猶予期間があったんですけれども、令和4年の12月以降に使えなくなったということでございます。それまで機器は毎年点検をしておりまして、故障があれば、都度交換というような形を取ってきたところでございます。以上でございます。

○城戸淳委員 分かりました。

ちょっと1つ、基本的にこの新スプリアス 規格というのは、大体どがん感じなのか。ち ょっと分からんもんだけんですね。すみませ ん。

○合瀨交通企画課長 交通企画課でございま す。

ただいま城戸委員から、スプリアス規格というのはどのようなものかという御質問いただきましたけれども、これは、電波を打っ

て、ドップラー効果で返して速度を測定する という機器でございまして、必要周波数帯の 外側に発射される不要な電波の強度の許容 値、これが規制がかかったということで、そ の適正な許容値の限度内でやるというところ で、新機種に変わるということでございま す。

以上でございます。

○城戸淳委員 これは取締りに、非常にこれ から役立つだろうと思いますので、ぜひとも この辺は有効に活用しながら取り締まってい ただきたいと思います。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございま した。

暴追、資料の9ページ、10ページで概要は ありましたけれども、別冊の中でちょっと教 えていただきたいところがございます。

相談件数の推移が1ページのほうに記載されてありますけれども、平成26年度から令和4年度までということで記載ありますけれども、件数が結構増えているように思いますが、これは、やはり暴力団関係の事案が増えているということで認識してよろしいんでしょうか。

○東組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でご ざいます。

この増加分についてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

令和3年度以降、受理件数の計上方法を若 干見直したというところでございます。

内容的には、例えば、1回の相談で2人の 人物あるいは2者に関する照会を受けた場 合、従来は相談件数を1件として計上してご ざいましたけれども、令和3年度からは、相談対象者に対する対応処理状況を詳しく統計に反映するために、相談対象者の人数または法人数を基準として計上することとしたところでございます。よって、若干数が増えておるところでございます。

加えまして、この令和3年度は、特定の事業者について暴排意識の高まりによりまして、新規契約の相手方だけでなくて、もう既に契約してあった相手方についても、暴力団の属性等について確認するために照会が集中したというところがございまして、増えているところでございます。

以上でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございました。 であれば、あまり大きな変動はないという ふうに認識をしてよろしいということだろう と思いますので、大変でございますが、よろ しくお願いします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。——なければ、警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○城戸淳委員 6ページで、債務負担行為の 補正のところを御覧いただいて、ICTの支 援員の配置のことで、実は6月議会の委員会 でも、このICTのことについて、私が質問 をしたといいましょうか、OSの話をしたと 思うんですよね。これは県立学校なんですけ れども、中学校、小学校に関しては、例えば 私の地元荒玉では、OSが、iPadとウイ ンドウズということで2つ、地域、自治体ご とに違うということで、学校の先生が異動し たときに非常に不便とか、子供さんたちも、 使い勝手がいいのはiPadという保護者か らの御意見も聞いてますけれども、そういう のを踏まえて、更新時期が令和7年に恐らく 小中学校はなっていると思います。その中 で、8月に国が4万,5000円を一応補助する という形を言われておりますけれども、荒玉 郡市の中では統一しようという動き、6月議 会でも言いましたように、玉名市が主導し て、ほぼほぼ同意をいただいております。と いうのが、荒尾と和水と玉東が i Pad、そ して長洲と玉名と南関がウインドウズだった んですけれども、これを長洲と玉名と南関を i Padにしていただくということで、ある 程度合意をしていただいて、令和7年から更 新——ただ少し、iPadのほうがお金がか かるんですよね、ウインドウズより。その分 は自治体が負担してという話になって、荒玉 郡市は統一する方向で、令和7年に向けて今 やっていらっしゃるということで、これは県 全体に――私も当時質問したんですけれど も、6月議会で。やはりOSは統一したがい いのかなと。学校の先生の異動があったり、 子供の教育にはやっぱり i Padが非常にい いのかなという、保護者の意見も先ほど言い ましたように聞いておりますので、そういう のをちょっとしたところで。

その一方、県立高校、公立高校に関しては、OSが1つだけになっていると思います。クロームブック、これが一つのOSの一全体は一緒だと思いますが、これが恐らく高校は令和8年に更新が来るようなと聞いておりますけれども、この令和8年に向けて、例えば、公立高校のPTAの連合会とかそういう方から、何か要望とか、更新に向けての国の補助の要望、国は、今義務教育に関しては、恐らく4万5,000円の補助を出していらっしゃると思うんですけれども、令和8年だから1年小中よりは、ずれてまいりますけれども、そういう要望とかあってるんですかね。

実は、私学はこの間意見書出ておりますも んね、今回の議会で。公立学校に関しての更 新の感触はどうなっているのか。1つちょっと保護者さんたちから言われているのは、やはり、自分たちでこれは負担しなければいけないんですかという話を聞いておりますけれども、この辺はどういう形になっているのか、ちょっと、このICT支援のことに絡めてですので、よろしくお願いしたいと思います。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

委員御指摘のとおり、令和7年から8年に向けて基本ソフトの更新がありますので、更新の時期に来ております。県教委としては、県立高校の端末につきましては、先生の御指摘のとおり、クロームブックを採用しようというふうに考えているところです。これに関しましては、グーグルの汎用のソフトウエアが無償で提供されて、非常に使用のときにちょっと安価であるというようなことを念頭に置いてやっております。

端末の更新費用につきましては、委員の御 指摘のとおり、義務教育に関しては、文科省 のほうが令和6年度から、今概算要求の段階 ですけれども予算措置の要求をしております が、高校段階になるとそれがございません。 で、我々としましては、基本的には、もうこ れまではコロナ交付金等で無償で県のほうが 買って貸与してたような状況なんですが、今 後は、更新に合わせては、基本的にはもう保 護者というか、生徒の負担のほうでというふ うな形で考えております。

ただ、その場合も、できるだけ安価にできるように、同じ仕様を大量に発注するような形で、同じものを買っていただくようなことを念頭に置いております。

PTAのほうにつきましては、確かに、今まで一部御説明をしたところ、可能であれば、これまでどおり県負担でできないだろうかという御意見もありますが、我々としましても、これまでのように、コロナ交付金のよ

うに、全額10分の10の国庫補助等が、今後、 まだ予算が成立するまで正確には分かりませ んけれども、そういうのがなければなかなか 県単独での措置というのは難しいというふう に考えているところでございます。

以上です。

○城戸委員 ありがとうございました。

クロームブックは、確かに安価で使いやすいらしいんですよね、高校生の範囲では、小中と違って。ただ、これも安いといっても、恐らく普通の、5万円ちょっと切るぐらいかなという感覚でいるんですが、それも確かに自己負担というか、それは私も十分分かりますので、何かそういう補助ができるようなメニューがこれから発生した場合は、県立高校まで、10分の10じゃなくて少し負担できるようなことを考えていただければなと思っているところでございます。

以上でございます。

- ○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょう か。
- ○城戸淳委員 要望でお願いします。
- ○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 すみません、先ほど、議案の説明資料の15ページ以降ですね。点検及び報告書の本編、これの42ページ、全部読んでるわけじゃありませんけれども、教職員の人材確保、計画推進上の課題というところに、令和4年度実施の採用選考考査では、全校種、職種で、受考者数が前年度より減少したため云々と、これを受けて、43ページに人材確保、今後の方向性と。これは、学校人事課もしくは最後は教育長かもしれませんけれども、ここ数年、熊本県の教育委員会、非常にいろいろなことを、あるいは今後こういうこ

とをやって、人材確保をしていかなければな らないと、かなり努力をされているのは重々 認識をいたしております。

私が申し上げたいのは、やっぱり、文部科学省とか、国の法律があったりとか、制度があったりして、どうしても熊本県独自で、あるいは地方独自でこういうことをやれば、人材を十分に確保できるんだけれどもなあというのが、あるいはお金の面で、もうちょっと予算、財源がたくさんあれば、こういうことが人材確保に資するんだけどなあというのも結構あると思うんですよね。

ただ、これはいい意味でございますが、教 育委員会の方々は非常に優秀で真面目な方が 多うございまして、これをといったときに、 これはこの法律があるからこれは駄目だなあ と、途中で俎上にも上がらないような対策な り対応も、もしかすると幾つかあるんじゃな いかと、このように推測いたしております。 ただ、できもしないことをどんどん教育委員 会に言っていいということではなくて、我々 もこのテーマについては、一緒に取り組むべ きことと思っておりますので、例えば、今は こういう制約があってできないけれども、こ ういうことをやれば、一挙にとは言いません けれども、かなり今低落傾向とか人数の少な くなっているというのが回復できるんじゃな いかというのが、この場で出しにくいんだっ たら後ほどでも結構ですけれども、幾つかで すね――もちろん今までやってこられた、こ れで成果があったものもあるし、まだ成果が 見えないものは引き続き、ここにあるよう な、今後の方向性とか書いてあるところで継 続していかなければならないことも多いと思 いますが、何か抽象的な質問で恐縮ですけれ ども、課長なり教育長から、この部分をもう ちょっと変えればいい策になるんだけどなと いうのが、ちょっと1つ2つ、思い浮かぶよ うだったら教えていただければ。何か質問の 意図分かりましたか。すみません。

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

今委員御指摘のとおり、今いわゆる教員不 足と言われている中で、いかに人材を確保し ていくかという点につきましては、まず、教 育委員会、県としてできることは全てやって いくという方針の下で、あらゆる施策を講じ ているところでございます。

そうした中で、なかなか県独自でできないこと、例えば、よく要望といいますか、いろいろ現場の声から上がってくるのは、一つは、教員のいわゆる処遇の問題、処遇改善という中で、果たして今の給与水準あたりが適当なのかどうなのかと。これはいわゆる教員の皆さんには教職調整額ということで、給料の月額4%という、これもかなり以前から、そういう一律の支給がされているんですけれども、果たしてそれが適切な水準なのかといったあたりは以前から声として上がっております。

これについては、実は国のほうでも、これはいわゆる給特法という法律に基づいて今の定めがありますので、その法についての改正も含めて、今議論がされているというふうに聞いております。なかなかこうしたやっぱり処遇面で県も予算が限られている中で、非常に県独自で手当てすることができない分については、こうした国の動きもまた見ていきながら、また県でも必要な措置を取っていきたいなということで考えているところでございます。

○松田三郎委員 おっしゃるとおり、私も質問で言いましたように、可能なのは全てやるような覚悟で、これは一つ一つはあまり効果がない、薄いかもしれないけれども、幾つか積み重ねていくと、やっぱり効果があったなというのを、引き続き、ここに書いてあることをしていただきたいという要望と、課長お

っしゃったように、やっぱり処遇の面というのはどうしても大きいんだろうと思います。

基本的な質問で恐縮ですけれども、例えば、教員の場合、熊本県の場合、義務教育があって、高校があって、総教員数といいますか、これは何か文科省が決めて――条例か何かがあるんですか。それとも逆算して、交付税とか国の負担、地方の負担が、今国が3分の1ですかね、そういうのがあるので、どうしても採用したくても上限が決まってしまう。それは人数であり、金額であり、それは条例のレベルでしたかね。それだけ教えていただきたい。

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

教職員の定数につきましては、もちろん県のほうに条例はございますけれども、一方で、国の法律の中で、その定数を定めた法律、法令等がございますので、例えば、小中学校でいきますと、学級数当たり何人であるとか、あと、県立高校であれば、生徒の定員当たり何人とか、そういった形での一応の基準といいますか、そういうのがありますので、一応それに沿ったところで、定数それから人の配置というのは、実際やっているところでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。だから、それ以上増やす場合はどうぞ県でおやりくださいというような世界でしょうからですね。なかなか県がもうちょっと増やしたいと思っても増やせないという事情があろうかと思います。

冒頭申し上げましたように、ぜひ、我々も一緒に、国に対して、今あるルールを前提とするだけではなくて、それだけ現場の要望が強いのであるならば、場合によっては法律なり制度を変えていただくというのも重々国のほうも認識していただいておるわけでしょう

から、さっき言いましたように、皆さんが真面目過ぎて、ああ、これは言うたっちゃ駄目だなというところじゃなくて、法律を変えてでもやるべきことがあるならば、我々をある意味使っていただいて、一緒になって要望なりしていければと思いますので、これは要望でございます。引き続きいろいろありましたら教えていただきたいと思います。

- ○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
- ○松田三郎委員 はい。
- ○末松直洋委員長 ほかにありませんか。
- ○斎藤陽子委員 松田先生の質問にちょっと 関連する部分もあるかと思うんですが、支援 を要する生徒さんに関しまして、支援クラス に行くのか、通常クラスに行くのかというの は、御家庭は非常に決断というのが、特に低 年齢、これから小学生になるんだという段階 では、非常に決めるのはなかなか難しく、相 談とかいろんな時間を要するところになって おります。

しかし、先生たちの配置の問題もあって、 かなり早い段階でどうするのかというのを決めないといけないという状況になっておりまして、その保護者さんたちからも、やっぱりそこら辺を少し融通が利くといいますか、ま常に難しいんでしょうけれども、そういう、先ほどの松田先生の、その気持ちでやるというところであれば、ぜひそういうところもとうとでは、グラスの移行というのは何か難しいというような意見もありますけれども、本当に子供さんの状況が分からない部分もあるかと思いますので、そういったところもちょっと検討していただくといいかなという御要望が1点でございます。

と、関連していいですか、質問を。すみま

せん。

ページが4ページになります。

体育保健課のほうで県営体育施設の整備ということで、トイレの洋式化、自動水栓化というところですけれども、これ、具体的にどこか場所が決まっていれば教えていただければと思います。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございま す。

県有施設のトイレの洋式化につきましては、県民総合運動公園、県営八代運動公園、 県立体育館、県総合射撃場を予定しております。手洗いの自動水栓化につきましては、県 民総合運動公園、八代運動公園、県立体育館 を予定しているところでございます。

以上でございます。

- ○斎藤陽子委員 ありがとうございます。
- ○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
- ○松本特別支援教育課長 特別支援教育課で す

先ほど委員からありましたけれども、就学の問題につきまして、保護者さんからそのような御意見があるということでございました。

基本的に、障害を持った子供たちが特別支援学級あるいは学校で入学するためには、国の学校教育法施行令第22条の3ということで、障害の程度が定められておりまして、基本的にはその障害の程度に従って入学するクラスを決定することになります。

決定に当たりましては、各市町村教育委員会の、就学に関して教育支援委員会というのがございますけれども、その中で、一人一人の障害の程度でありますとか、特性、あるいはその実態につきまして協議を行い、適切な就学の場が各市町村教育委員会の中で定めら

れると。それを基に学級編制がなされるということですので、割と今の段階でちょうど話合いがなされているところですけれども、保護者さんにしてみれば、もっと考える猶予が欲しいということでもお気持ちがあられるだろうし、非常に迷いの中で、子供さんの就学先を検討されているところはどうだろうというふうに思うところです。

就学先が決定しました後、入学後にまたそれを変更する、子供たちの成長の様子に応じまして、その所属の学級を変更するということも検討が改めてできますので、その子供たちの様子に応じて、丁寧な就学先の検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○斎藤陽子委員 ありがとうございます。

就学後も変更の検討ができるということでしたので、私、教育委員におりましたけれども、いろんな意見がありまして、なかなかそれができないというふうにちょっと一部認識もしている現場感もあるのかなと思ってましたので、しっかりちょっと伝えていきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょう か。
- ○斎藤陽子委員 はい。
- ○末松直洋委員長 ほかにありませんか。一なければ、以上で質疑を終了します。それでは、採決に入ります。

それでは、ただいまから、本委員会に付託された議案第1号、第9号から第11号まで及び第34号について、一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括し

て採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり 可決または承認することに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外4件は、原案のとおり 可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「はい。お願いします」と呼ぶ者あり)

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。 委員から何かありませんか。

○髙島和男委員 自転車についてちょっとお 尋ねをしたいと思います。

この自転車に関しては、本委員会はもちろんでございますけれども、一般質問等でも度々論議がされていると思うんです。

先般、地元紙、そして全国紙でも自転車のことが取り上げられて、御覧になられたかと思うんですけれども、私、この地元紙を見て、県内では、今年8月末までに自転車が絡む人身事故が324件、死亡が1件ということが掲載をされておりました。

令和3年10月、改めて申し上げるまでもなく、熊本県では条例を改正して、より厳しくということで、それは人身事故等で、額が大きい賠償責任が生じたということで、損害保険に加わることを義務化したということが大きな内容だったと思うんですけれども。

そこで、その利用者、保護者、事業者に対 して、保険の加入を義務づけた以降、これは もう義務化ですから、恐らく徹底されている とは思うんですけれども、今の保険加入の実 態等について教えていただければと思いま す。

○合瀨交通企画課長 交通企画課です。

ただいま高島委員から、自転車保険の加入 状況について御質問ありましたけれども、今 手元に資料ございませんので、もし分かれ ば、お調べして、後で回答したいと思いま す。申し訳ございません。

- ○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
- ○髙島和男委員 ぜひよろしくお願いしたい と思います。

なぜやっぱりこういう質問するかといいますと、多分皆さんもそうだと思うんですが、 今朝もここに来る途中、高校生、もうとにかくやっぱり通学多いんですね。中には皆さんもいらっしゃると思うんですが、歩行者として歩いていらっしゃる。大丈夫かな、危ないよなと思うことも度々やっぱりあるんです。

本来自転車は、車道の走行が原則ですけれども、場合によっては歩道を走ってもいいと、しかしながら、歩道を走る場合は、車道に近いところを走ってくださいよということになっていると思うんですが、なかなかそこまで理解して自転車をこいでいる人は少ないんじゃないかと思うんですね。

改正でも、利用者に対しての法令遵守、そして学校長に対しては、これはあくまでも努力義務ですけれども、教育の場を、その自転車に乗るマナーとかそういったことをしてくださいよということになっていると思うんですけれども、学校の現場、義務教育あるいは高校教育の現場で、そういう自転車のマナー講習というのは、改正後、どうなっているかということをちょっと教えてください。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・ 安心推進課でございます。

今委員御指摘のあったようなところにつきましては、各学校において、交通安全教室等を実施しまして、マナーの浸透について引き続き周知徹底、教育の機会を充実させているところでございます。

以上です。

○髙島和男委員 それは具体的にもうちょっと――何か今のは雑駁であんまり要領を得ない答弁だったと思うんですが、もう少し具体的に教えてください。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・ 安心推進課でございます。

交通安全教室につきましては、学校の実態 とかに合わせて、様々な取組をやっていただ いているところでございます。

また、マナーとは厳密に少し外れる部分もあるかもしれませんが、例えば、県警さんの協力も得まして、事故についての危険度について学べるスケアード・ストレイト講習などを用いまして、そういうマナーを守ること、また、マナーを守らずにいた場合の事故の危険性などについて学ぶ機会を各学校において設けているところでございます。

以上です。

○髙島和男委員 なかなかちょっとかみ合わ ないようなあれなんですけれども。

繰り返しになりますが、高校生の通学状況を見ると、なかなかやっぱり危険かなと思う機会がよく――それは多分皆さんも同じだと思うんですね。ぜひ、高校生の場合は、もう少しやっぱり教育の場というのを真剣に考え――真剣じゃないとは申しませんけれども、もう少しやっぱりより踏み込んだ、掘り下げた教育の場をぜひつくっていただきたいなと思っております。

続けていいですか。

令和3年の条例の改正以降、乗り方の指導、啓発のために、県警、自治体、教育関係、そして損保代理店で構成される連携会議というものを設けられたと思うんです。その連携会議がどういった形で開催をされて、それが現時点で、マナーの向上とどう結びついているのかということを教えていただけますか。

○末松直洋委員長 どなたか答弁はできませ んか。

○髙島和男委員 でしたらちょっと戻って、 連携会議は開催されているかどうかだけでも ちょっと教えてもらえますか。

○合瀨交通企画課長 ただいま髙島委員から 御質問ありました、多分、熊本県自転車の安 全で適正な利用の促進に関する条例の中での 県、自転車利用者、保護者と学校の長、事業 者、自転車小売業者等の責務を明らかにする とともにということで、その中の会議だと思 いますが、これについて、会議は開催されて おります。

今いろいろ髙島先生から、すばらしい意見 をいただきまして、まさしく今県警として も、自転車のマナーと安全利用の促進という のは、力を入れているところでございます。

委員御指摘のとおり、歩道を通行する際は、歩行者が優先と車道寄りを自転車は通行するというような根本的なマナーあたりも守られていないというところが実情でございます。

これにつきましては、県警としましては、 まず、事故に直結しやすい自転車の一時不停 止の取締りや、あと車道の右側通行、これは もうすぐ事故に直結して、重大な影響を及ぼ すものとして考えておりますので、各警察署 に対して、指導、取締りを指導しているとこ ろでございます。

また、先ほど保険の加入について委員からお話ありましたが、私の手元の資料では、損害賠償責任保険への加入については、これは努力規定ということでございまして、入るように努力をしていくというような規定でございます。義務づけられたということではございませんけれども、一応各学校等においては、自転車通学、これをやらせる場合は点検をすると、自転車の点検、自転車屋によって点検をすることによって、TSマークあたりをつけると、損害賠償責任保険へ加入できるというようなシステムを取っているところもあるところでございます。

今後、自転車マナー、自転車事故に遭わないように、警察としましては精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

○髙島和男委員 警察署も自転車の青切符あたりも検討されているということでもございます。そして、今回7月1日に道路交通法も改正されて、電動キックボード、これが低速6キロ未満だったら歩道を走れるというような、なかなか理解が非常に難しい、歩道は歩行者が一番最優先、今課長もおっしゃったとおりなんですけれども、まだまだ熊本市内でも電動キックボードというのは、見かける機会は少のうございますけれども、ぜひ、その電動キックボードに対する対応というのも少しずつ考えておいていただければと思います。

ぜひ、歩行者を守るということを、おっしゃるように第一、最優先事項で取り組んでいただきたいと思います。要望です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょう か。

○髙島和男委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○重岡県立学校教育局長 県立学校教育局で ございます。

先ほど髙島委員から御質問がありました県立学校における交通安全、自転車点検の状況 について少し補足をさせていただきます。

県立学校におきましては、少なくとも学期に1回は自転車の安全点検及び登校中のマナー、そういったものを生徒集会というな形で確認をしております。単車通学を許可している学校においては同様で、単車通学の生徒も自転車通学の生徒も一緒に集めて、少なくとも学期に1回は実施をしております。

また、特に自転車の危険性につきましては、JA、それと警察本部のほうとも連携をしまして、いわゆるスタントマンの事故防止の講習会を県立学校、毎年4校程度を巡回させながら実施をさせていただいております。おおむね9月から11月にかけて、学校内のグラウンドで、車とスタントマンの方に入っていただいて、実際に衝突する場面、そういった場面も見せながら、危険防止、そういったところにも努めているところでございます。

本年度、ヘルメットの着用につきまして も、県立学校においては、推奨を図るという 意味で、自転車通学生には全て呼びかけを し、保護者にも理解を求めているところでご ざいます。

現在、熊本西校で、数名の生徒さんたちが ヘルメットを着用して登校されております。 西校では、過去、重大な交通事故等もあって おりますので、PTAのほうでも若干ヘルメ ット購入費用を補助されるなど、そういう手 だてもされております。

市内にあります県立の高等特別支援学校におきましては、自転車通学の場合には必ずヘルメットを着用してほしいということで、学校の取組で、ひのくに高等支援学校ですとか、はばたき高等支援学校においては、通学

生が今ヘルメットを着用しているような状況にございます。

引き続き、PTAとも連携をしまして、高校生の事故防止と自転車マナーについては、 しっかりと徹底を図っていきたいと思っております。

以上、補足でございます。

○髙島和男委員 局長から本当にありがとう ございました。御説明をいただきました。

今県立学校のお話でございました。この場で話すあれじゃないですけれども、ぜひ総務部とも連携をとっていただいて、私学のほうにも広がっていくような、されているとは思いますけれども、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほ かにありませんか。

○松田三郎委員 先ほど教育委員会に教員不 足の話をお伺いしました。恐らく警察本部も ――これは久しぶりに教育警察に来ましたの であれかもしれませんが、これは警務部長に なりますか、場合によっては本部長かもしれ ませんが、もう大分以前から、警察官の九州 内の負担人口といいますかね、住民と警察官 の数の割合というのは、非常にあれば数字で すから、最低ていうんですかね、最高という のか知りませんけれども、とにかく人口の割 には少ない警察官である。我々議会も度々、 いろいろ検討しながら、皆さんと協力して国 のほうに警察官の増員というような意見書を 提出して、事実、一部分、かなり対応してい ただいている。で、今日まで来ているという ような記憶ありますが、1点確認ですが、今 も、九州で考えた場合に、一番、負担人口は 高いというんですかね、低いというのか。そ の点ちょっと数字の話をまずお伺いしたいと

思います。

○清水警務部長 お答えいたします。

令和5年4月1日現在の負担人口につきましては、575人というふうになっておりまして、この順位は、九州では第1位ということでございます。全国でも第10位というような水準でございます。

○松田三郎委員 新しい先生方は御存じないかもしれません。1位ということをさっき言いましたように、ほかのところはもうちょっと少ない数ということですよね。1人の警察官でそれだけ見ているわけじゃないでしょうけれども、という数になるということですよね。

直近でいつ、そういう意見書を出しているかは確認しておりませんけれども、場合によっては、さっき教育委員会にも申し上げましたように、恐らく本部長、いや、熊本県警察は人数足りとりますというわけじゃないと思いますので、ひとつ、さっきの仕組みと一緒ですけれども、法律か条例か、その予算のあれで、合計の数ですね、警察官の熊本県はこれぐらいですというような、どこのレベルで決まってるんですか。

○清水警務部長 警察官の定員につきまして は、政令のほうで基準が定まっておりまし て、具体的には条例のほうで、その基準を参 考にして決められておるというような状況で ございます。

○松田三郎委員 度々意見書を出すときに議論になりますけれども、今政令で、具体的には条例でと。で、条例を変えてどんどん増やせるかというと、やっぱり国のほうの、政令だから許可とは言わないかもしれません。要は、国のほうからある程度見てもらわないと増やせない、事実上なのか法律上なのか分か

りませんけれども、そういう仕組みにたしかなってるんですよね。

○清水警務部長 警務部長でございます。

そうですね、政令のほうで、まず最小限の 人数がこの程度だというような基準が定まっ ておるというようなものでございます。

あまり、やっぱり基準でございますので、 それを大幅に上回るということはなかなか適 当ではないというふうにもされておりますの で、基本的にはその政令で定められている定 員を基準に考えていくというようなところで ございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

警務部長は国から来てらっしゃるんです か。警察庁からですか。

○清水警務部長 私、警察庁のほうから出向 で来させていただいている者でございます。

○松田三郎委員 このたびの国家公安委員長に、私の高校時代の同級生がなりましたので、これはインターネット中継されてますが、熊本県だけというのはなかなか言いにくうございますが、こそっとお会いする機会がありましたら、国家公安委員長に、熊本だけは特別に、その政令を改正する形になるかもしれませんが、してくれという話をしとこうかなと思っております。

引き続きよろしゅうございますか。

若干関連すると思いますが、これは後ほど教育委員会にもお伺いしようと思いますが、地方公務員の定年が、これから10年かけて5歳ですかね、ぐらいにというのは、もちろん警察官も教職員も適用になるんだろうと思います。

それで、知事部局のほうは我々はイメージ がつきやすいんですね。例えば、部長でかつ ての定年、60を迎えた人は、課長ぐらいにな るんですかね。2つぐらい下がって、次長の 人が課長補佐とかと。大体そうなるという か、役職も停止になるということだそうです けれども、警察官の場合は、ここに座ってら っしゃる方の役職はそうかもしれません。警 察署とかを含めて、どうなるんですか。階級 も別にあると思いますけれども、具体的に は、どこがどうなるのか、定年が60から61、 62と上がっていった場合に、階級が落ちてい くことはないと思いますけれども、具体的 に、いわゆる肩書なりというのは、どこがど うなると我々は心の準備しとけばいいんです かね。

○清水警務部長 定年につきましては、まさに今対応中ということでございまして、60歳に達した場合に、役降りというような形で、役職をちょっと変更するというようなことは想定をしているところでございます。

○松田三郎委員 今年度中60歳になられる方はもう61までですよね、定年が引き延ばされますから。今はどうですか、検討中じゃちょっと遅いかなと思いますけれども。別に部長じゃなくていいですよ、課長でも結構でございますけれども。はっきり決まってなくてもよかばってんですね。大体こうなりそうかなというのが……。

○松見警務課長 大体2年ごとに1歳ずつ定 年延長ということになりまして、警察では、 警部補以下の方が、残られる方が残られるよ うな形になろうかと思いますけれども、それ 以上の階級の方は、階級を下げて残られるよ うな形かなというふうに思います。

○松田三郎委員 階級が下がるわけですか。

○松見警務課長 そうですね。今おっしゃったとおりでございまして、おおむね来春から

辞められる方の意見等をお聴きして、残られるのかどうかというのをこちらのほうで把握 しておるところでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

同じような――学校人事課長ですかね。例えば学校で、校長で60歳を迎えた、これはほかの例でもあって、そのまま校長で――それは再任用でしたけれどもですね。というケースもあるというならば、例えば、60で校長先生が定年――かつての場合。60歳を迎えた場合には、定年が延長され、61歳、62歳のときには普通の教諭になるとか、途中、副校長、教頭とか主幹教諭とかありますけれども、どんなイメージになるんですかね

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

学校におきましては、いわゆる管理監督職と呼ばれる職、これは校長、副校長、教頭となりますけれども、それらについては全て教諭ということで、いわゆる役職定年という形で教諭に移行するということになっております。

ただ、これはあくまで例外措置としての、これは法律上もそうなんですけれども、いわゆる特例任用という制度がございまして、例えば、その年度で校長職で、その校長職を満たす人数が、なかなかそれが埋まらないとか、そういう場合については引き続き、校長の方が定年になっても校長というのが、特例的に認めるという制度がございますけれども、それは年度年度で判断をして運用していくというようなことを予定しているところでございます。

○松田三郎委員 なかなか、希望を捉えてというか、もちろんほかの学校にという、異動のですね、同じ学校だけじゃなくてとなるので、結構大変かなと思いますけれども、頑張

ってください。

- ○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。
- ○合瀨交通企画課長 交通企画課です。

先ほど髙島委員のほうから自転車に関する質問、2点ちょっと調べておりました。1点目が、保険の努力義務規定後の事故の状況ですけれども、大体年間で240件前後、令和3年以降も若干増えておりますので、事故の発生状況については変化はございません。

あと、2点目の自転車保険の加入率についてですが、これについては、結論は、そういう加入状況を県警では把握しておりません。といいますのは、小中高は、PTAの保険で対応と、事業者の団体傷害の保険の特約で保障するようなケースもございます。それ以外の大学生とか社会人への加入促進が課題となっているところでございまして、全て加入状況を把握しているというところではございません。

今後も、各季の交通安全運動とか、そういうところを踏まえて、交通事故加害者となった場合の責任の重大性や損害賠償を請求される可能性があるということを周知するなど、加入促進に関し、広報啓発を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○末松直洋委員長 ありがとうございます。 よろしいでしょうか。
- ○松田三郎委員 6月で休んだので、ちょっとたまっております。

教育委員会に、海外への修学旅行、ですから、主に前田課長のところかな。高校教育課か、場合によっては義務教育課になろうかと思いますが、今御存じのようにTSMCの関係で、多く台湾から来ていただいたり、ある

いは行き来も、飛行機の関係もあって、さらに盛んになるだろうと。

私たちも実は、以前、台湾の総統府あるいは航空会社に行ってそういう話をしますと、ぜひ日本、とりわけ熊本にもたくさん行きたいですねと。ですから、できれば熊本からも、日本からも来てくださいと。我々はどちらかというと観光の面でインバウンド、インバウンドと言いますけれども、同じぐらいやっぱりアウトバウンドも継続していかないと、やっぱりこれは人間がやることですから、自分たちには来てくれ、来てくれとは言うけれども、全然向こうは来ないなとなると、もしかすると途中で打切りとかなんとかということも出てくるかもしれないというので、事あるごとにそういうお願いをしております。

今、すみません、確認はしておりませんが、以前からというか、以前はかもしれませんけれども、特に台湾とかアジア、海外に修学旅行に行く場合には、1人幾らとか、この割増しの県のほうからの補助――教育委員会からだったのか、何かそのほかのところからかもしれませんけれども、そういう補助があって、実際、以前まだ、大分前ですか、大津高校がたしか、あの有名な白濱校長先生か誰かのときに行かれるとか、行かれたという話を、事例を聞いておりまして、その後幾つかあったかどうかも含めて、そういう補助というのは、教育委員会か、もしくはさっき言いました知事部局かもしれませんけれども、今もあるんですかね。

○前田高校教育課長 高校教育課でございま す。

今委員からお尋ねがございました件なんですが、過去の話につきましては、教育委員会ではなくて、知事部局のほうで、たしか高雄線を就航されるときに、それに対する補助を出されていたと記憶しております。現在まだ

そういう話は特に聞いておりませんが、また 関係部局としっかりそこは相談をしてまいり たいと思っております。

なお、今年度に関しましては、どうしても 修学旅行というのはやっぱり生徒を学年の単 位で全員を連れていくものですから、計画に かなり一定期間を要します。おおむね大体1 年前ぐらいに決めるケースが多うございます ので、大半の学校は、5類に下がりましたの が5月なので、前年度の段階で、なかなか海 外の修学旅行は難しいという形で、予定をし ておった学校も急遽国内に変更等があってお りまして、今年度に関しては、現在のところ 1校が12月に行けたらということで今準備を 進めております。

なお、高校教育課のほうで、今年度9月に、専門高校海外インターンシップというのがございまして、これは台湾のほうに参りました。残念ながら、9月11日出発だったものですから、熊本空港からの出発便にちょっと間に合わずに、福岡空港出発になってしまったんですが、そういうことも今進めております。

学校にちょっとお話聞きますと、やはり現 状燃油サーチャージが非常に高くなっており まして、なかなか金額が高くなっているとい うふうに伺っております。保護者さんの御負 担になるものですから、そこはしっかり学校 と保護者さんと相談しながら、今後も進めて まいりたいと思っております。

今現在では、1校が台湾に修学旅行に行く 予定というふうに伺っております。

以上です。

○松田三郎委員 はい、ありがとうございま した。

確かに保護者の負担でもあり、サーチャージも、そして今特に為替の問題で円安で、ある学校関係者に聞いたら、通常というか、そういう為替とか、以前の水準だとすると、や

っぱり3割増しとか4割増しとかという話をなさってたので、今の課長のスケジュール感でいくと、再来年とか計画していただく――そこら辺には、もうちょっと円も高うなって戻っとるでしょうし、ほかのコロナ等もさらに落ち着いている可能性が高いと思いますので、言いましたように、教育委員会だけじゃなくても、知事部局のほかの予算とか、教育委員会から知事部局に出せ出せと言い続けるとかですね。

県内の高校生、これは私立学校も含めてですけれども、海外に県のほうもいろいろアナウンスを、例えば台湾に行くと補助をするようなことを考えてますよぐらいでも、何かしていただければ。そうしないとなかなか、今言いましたように、もともとが費用が幾ら安くなったり高くなったりしたとはいえ、負担が発生するわけでしょうから。こっちから何かある程度、あるいは学校から言わんことには、なかなかそういうふうには誘導できないんだろうと思っております。

こうやって――あまり言うといけませんが、今中国にはなかなか、あまり行きたがる人は少ないでしょうし、それを考えると、やっぱり台湾――かつてのように中国本土に気を遣う必要もないでしょうから、例えば、極端に言うと、台湾に行く学校にはこれだけ補助しますと、特定の国、地域を限定してもいいかなと思っておりますので、ぜひそういった面も今後――おっしゃったように、今日して明日じゃなくて、1年2年かかるようなことでしょうから、スケジュールが。そういうことも常々考えて取り組んでいただければと要望しておきたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょう か。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

――なければ、以上で本日の議題は終了い たしました。

最後に、要望書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付して おります。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

教育警察常任委員会委員長